

平成24年1月6日

国が原子炉等規制法の見直し案を発表したことについて



突然出されているので内容の詳しい点はわからないが、項目をみるかぎり、福島事故の知見を安全対策に反映させるシステムなど、県の要請事項について、一定の対応の方向性が示されているように見える。

まず、改めて強調したいことは、福島での重要かつ貴重な経験を重く受け止め、これを実行に移す真摯な姿勢がなくてはならないことだ。

この中で、40年で一区切りする考えは、本県が進めている高経年化対策や今回の事故に係る県の要請を踏まえているようだ。

なお、この点に関し、現在まで、国は、原発の運転期間は50年余りと説明し、県としては必要な対応に努力し、電力事業者に対しても安全対策を実行させてきており、この点について国としてどう考えるのか明らかにすべきだ。

また、電力事業者に対し様々な責任や義務が加えられているが、当然のことながら、国としての管理責任や体制強化が伴ってしかるべきである。